

# 群馬大学大学院工学研究科学位論文審査に関する内規

(平成16. 4. 1)  
制 定  
改正 平成19. 4. 1

## 〔I〕 工学研究科博士後期課程の学位論文審査

### 1 単位修得者の場合

- (1) 工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）第3学年に在学し、所定の単位を修得した者又は当該年次の学年末までにこれを修得見込みの者は、第3学年修了2月前までに、指導教授を経て、学位申請の論文（以下「学位論文」という。）を工学研究科長に提出するものとする。ただし、在学期間中に優れた研究業績をあげた者と工学研究科小委員会で認められた場合には、第2学年修了2月前までに、指導教授を経て、学位論文を工学研究科長に提出することができる。
- (2) 博士後期課程に3年以上在学中の者で、所定の単位を修得した場合は、指導教授を経て、学位論文を工学研究科長に随時提出することができる。

### 2 提出論文

- (1) 学位論文の内容はすでに公表された論文、あるいは公表の方法、時期が明らかにされた未公表論文から成るものとする。
- (2) 学位論文に直接関連する論文（以下「関連論文」という。）があるときは当該関連論文の別刷も提出するものとする。

なお、関連論文が共著の場合は、当該関係論文が他の共著者の学位論文の主要な部分として使用されたことのないものであること。

また、関連論文については、原則として他の共著者の同意書を提出するものとする。

### 3 提出書類

- (1) 論文目録 2通（別紙様式による。）
- (2) 学位論文 5部
- (3) 履歴書 2通（写真添付・別紙様式による。）
- (4) 関連論文の別刷 各1部
- (5) 学位論文の要旨 1通（別紙様式による。）
- (6) 関連論文の共著者の同意書 各1通（別紙様式による。）

### 4 審査委員会

- (1) 審査委員会（以下「委員会」という。）は、指導教授（主査）のほか研究科委員会において、選定された教授（副査）4人によって構成される。ただし、教授（副査）については、研究科委員会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。
- (2) 本委員会においては、研究科博士後期課程の学位論文の審査を行う。

- (3) 委員会は、審査報告書を、研究科委員会に提出する。
- (4) 審査報告書には、学位論文の概要とその価値に関する審査委員会の判定理由を記入し、審査委員の氏名・捺印、関連論文を記載する。

## 〔Ⅱ〕 論文提出による学位の申請

### 1 学位申請の資格

学位を申請できる者は、本大学院工学研究科に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者又は、以下に定める研究歴等を有し、かつ、研究科委員会が実施する外国語試験及び専攻学術の試験に合格した者とする。ただし、外国語の学力が充分と認めたときは、この試験を免除することがある。

- (1) 原則として、大学学部卒業後7年以上、他の場合はそれに相当する年限が経過しており、関連論文を課程博士の基準の3倍程度を有するものとする。

### 2 論文の提出

学位論文及び関連論文については、〔Ⅰ〕の2に準じる。

### 3 論文の受理

研究科委員会は、論文の受理の可否について審査する。

### 4 提出書類

- (1) 学位申請書 1通（別紙様式による。）
- (2) 履歴書 2通（写真添付・別紙様式による。）
- (3) 卒業証明書又は修了証明書 1通
- (4) 論文目録 2通（別紙様式による。）
- (5) 学位論文 5部
- (6) 学位論文の要旨 1部（別紙様式による。）
- (7) 関連論文の共著者の同意書 各1部（別紙様式による。）
- (8) 関連論文の別刷 各1部
- (9) 審査手数料（群馬大学学位規則第5条第2項に定める金額）

### 5 学力認定試験委員会

- (1) 第1項で定めた外国語試験及び専攻学術の試験は、学力認定試験委員会（以下「試験委員会」という。）が行うものとする。
- (2) 試験委員会は、研究科委員会から選定された教授5人をもって構成する。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。
- (3) 外国語については、英語、ドイツ語、フランス語の中から1か国語について試験を行う。
- (4) 試験委員会は、外国語試験及び専攻学術の試験の結果を研究科委員会に報告する。

### 6 審査委員会

- (1) 審査委員会（以下「委員会」という。）は、研究科委員会において選定された教授（主査）のほか、同委員会において選定された教授（副査）4人によって構成される。ただし、教授（副査）については、研究科委員会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

- (2) 本委員会においては、提出された論文の審査を行う。
- (3) 委員会は、審査報告書を、研究科委員会に提出する。
- (4) 審査報告書には、学位論文の概要とその価値に関する委員会の判定理由を記入し、審査員の氏名・押印、関連論文、略歴、研究歴、指導者、研究場所を記載するものとする。

#### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。